

# 第一次世界大戦期ロシア帝国における避難民

青 木 恭 子

富山大学人文学部紀要第73号抜刷

2020年8月

## 第一次世界大戦期ロシア帝国における避難民

青木 恭子

### はじめに

第一次世界大戦が勃発する約1年前の1913年7月7日、クリヴォシェイン土地整理農業総局長が農業博覧会開会式で行ったスピーチの内容が新聞に掲載され、社会の反響を呼んだ。「ロシアのような巨大な国家では、一つの中心からすべてを管理することは不可能であり、地方の公共団体や社会勢力を結集し、そこに資金を提供することが不可欠である。この見解は皇帝陛下の承認を賜っており、私の活動指針となっている」「私は、ゼムストヴォと私の機関とが緊密になる日は近いと確信している」「政府と社会を意味するのに、あたかも二つの独立した当事者を表しているかのような『我々』と『彼ら』という破滅的な言葉を忘れて、すべての住民と官庁を意味してシンプルに『我々』と言うときが来て初めて、ロシアは幸福な暮らしを手にすることができる<sup>1)</sup>。クリヴォシェインは、帝政ロシア政府では首相に就任することはなかったが<sup>2)</sup>、1914年から1915年夏にかけて、ゴレムイキン内閣で「事実上の首相」<sup>3)</sup>とも呼ばれていた実力者である。息子のキリルは、「『我々と彼ら』に分断された諸勢力の協力というスローガンほど、クリヴォシェインの『政治的ドクトリン』をより良く解明するものはない」<sup>4)</sup>と述べ、それを実現させる見通しをもたらしたのが第一次世界大戦であったとしている<sup>5)</sup>。開戦直後にクリヴォシェインは軍用食糧調達全権に任ぜられ、「私の機関」こと土地整理農業総局長がゼム

---

1) «Новое время» 14 июля 1913. № 13411.

2) ロシア革命後の内戦末期、既に国外に脱出していたクリヴォシェインはヴランゲリの要請でクリミアに戻り、1920年6月から11月まで南ロシア政権の首班（民政部門担当総司令官補佐官）を務めた。Кривошеин К. А. Александр Васильевич Кривошеин (1857-1921 г.): его значение в истории России начала XX века. Париж, 1973. С. 309-338.

3) Там же. С. 176

4) Там же. С. 150.

5) Там же. С. 152.

ストヴォと連携し、地方の社会团体や活動家の協力も得て、軍用食糧調達にあたった<sup>6)</sup>。

第一次世界大戦中、政府と社会の協働は、避難民支援の分野でも発揮された。内務大臣を筆頭に、避難民生活支援特別審議会が避難民支援事業全体を統括し、現場では、土地整理農業総局移住局の現地職員や地方行政機関が、全ロシアゼムストヴォ同盟と都市同盟、タチャーナ委員会といった社会团体、各地で活動する民族団体や慈善団体等とともに、総力を挙げて避難民支援に取り組んだ。松里公孝は「ロシアは、戦前の社会事業を総力戦事業に転用することによって、まがりなりにも総力戦体制を構築することができた」<sup>7)</sup>と述べ、「大戦時の戦争体制は、当該国の近代化過程を色濃く反映するものとなった」<sup>8)</sup>ことを指摘している。避難民支援は、軍需品の生産や軍用食糧調達ほどには、総力戦事業に直結しているようには見えないかもしれない。だが、財産も住居も生業も失い流浪する数百万人もの避難民の発生は、戦争の継続どころか国家の存続自体を危うくする非常事態だった。本稿では、第一次世界大戦期のロシア帝国における戦争避難民の発生、それに対する政府と社会の対応および避難民支援体制の構築について整理し、総力戦における避難民支援事業もまたロシアの近代化過程を反映するものであることを明らかにしたい。

帝国全体で発生した避難民総数は、ヴォルコフの推計によると、1916年1月1日時点で289万7100人、1916年12月15日時点で384万7700人、1917年1月1日時点で525万5500人、1917年7月1日時点で639万700人となる。ここで使用されているデータは、支援対象として登録者された者のみを数えたものであるため、ヴォルコフはこの数字には含まれていない非対象者分として17.8%増を見積もり、1916年1月1日時点で330万6000人、1916年7月1日時点で442万5700人、1917年1月1日時点で608万4200人、1917年7月1日時点で742万1400人と計算した上で、これは「過大というよりは過少な数字」と推測している<sup>9)</sup>。避難民総数については、以後70年以上にわたり同じ資料が根拠として用いられているため、新たな推

---

6) 第一次世界大戦の総力戦体制と軍用食糧調達については、以下を参照。松里公孝「総力戦と体制崩壊」『ロシア史研究』第46号、1988年6月、26-64頁。松里公孝「総力戦社会再訪—第一次世界大戦とロシア帝政の崩壊」『ロシア革命とソ連の世紀1 世界戦争から革命へ』岩波書店、2017年、87-112頁。Kimitaka Matsuzato, “Interregional Conflicts and the Collapse of Tsarism: The Real Reason for the Food Crisis in Russia After the Autumn of 1916”, in Mary Schaeffer Conroy (ed.), *Emerging Democracy in Late Imperial Russia: Case Studies on Local Self-Government (The Zemstvos), State Duma Elections, the Tsarist Government, and the State Council Before and During World War I*, University Press of Colorado, 1998, pp. 243-300.

7) 松里「総力戦社会再訪」87頁。

8) 同書、106頁。

9) Волков Е. З. Динамика народонаселения СССР за восемьдесят лет. М., 1930. С. 72.

計値は出されないまま現在に至る<sup>10)</sup>。

その規模が示すように、避難民問題は当時のロシアが直面する喫緊の課題であり、社会の関心も高かった。実態を伝える新聞や雑誌の記事、公的機関や社会团体等による報告、行政文書、各種会議の議事録、法令や通達など、数多くの史資料が残されている。これらはすべて、第一次世界大戦期の避難民問題を明らかにする重要な一次史料となる。

ソ連期になると、避難民問題に対する関心は急速に失われる。第一次世界大戦に関する記述の中で若干の言及はあっても、客観的かつ実証的な避難民研究が行われることはなかった<sup>11)</sup>。それが本格的に行われるようになったのは、ソ連解体後の1990年代以降のことである。

1998年6月にサンクトペテルブルクで開催された国際学術シンポジウム「第一次世界大戦におけるロシア」において、クルツェフとガトレルにより二つの研究報告が行われたところから<sup>12)</sup>、本格的な避難民研究が始まる。1999年には、それぞれの論文と著書も公刊された<sup>13)</sup>。クルツェフの論文は短いものであるが、一次史料に基づき、避難民問題をめぐる事実関係が整理されている。ガトレルの研究は、避難民発生の経緯や数的データ、社会团体や政府による避難民支援体制の構築だけでなく、ジェンダー、避難民の就業問題、民族アイデンティティ、革命、といった多方面から避難民問題に迫るもので、現在でも他の追隨を許さない、最も詳細で総合的な避難民研究と言ってよい。これ以降、それまでほとんど無視されてきた反動であるかのように、避難民問題に関連する研究が、副次的に避難民問題を扱うものも含めて、続々と発表されるようになる。

第一次世界大戦期の避難民および支援体制を主題とする研究として、まずツォヴァンの学位論文(2005年)<sup>14)</sup>が挙げられる。これは、国家機関と社会团体による避難民支援活動について論じるもので、各機関や団体の組織的な構造や活動の実態、各組織間の協力体制などを解明しようとするものである。とりわけ避難民生活支援問題特別審議会に代表される政府側の対応を

---

10) Белова И. Б. Вынужденные мигранты: беженцы и военнопленные Первой мировой войны в России. 1914-1925 гг. М., 2014. С. 40.

11) ソ連期の避難民研究の状況については、 Там же. С. 39-41.

12) П. Гетрелл. Беженцы и проблемы пола во время первой мировой войны. – В кн.: Россия и первая мировая война. (Материалы международного научного colloквиума). СПб., 1999. С. 112-128; Курцев А. Н. Беженство. – Там же. С. 129-146.

13) Курцев А. Н. Беженцы первой мировой войны в России (1914 – 1917). // Вопросы истории. 1999, № 8. С. 98-113; P. A. Gatrell, *Whole Empire Walking: Refugees in Russia during World War I*, Indiana University Press, 1999.

14) Цовян Д. Г. Деятельность государственных органов и общественных организации по оказанию помощи беженцам в годы первой мировой войны. 1914-1917 гг. Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. М., 2005.

重視している点が注目される。ズラチナの学位論文（2010年）<sup>15)</sup>は、ユダヤ人避難民に特化した最初の研究であり、避難民問題の発生がユダヤ人居住区の条件付き撤廃とユダヤ問題の部分的解決をもたらしたと主張している。避難民の帰還までが避難民問題であるとするならば、ウトゴフの学位論文（2003年）<sup>16)</sup>はベラルーシ避難民について、シチェチニナの学位論文（2007年）<sup>17)</sup>は西シベリアへの避難民について、避難民の帰還まで含めて論じている。他にも、クルスク県を事例にした避難民帰還の研究もある<sup>18)</sup>。バヴロワの学位論文（2004年）<sup>19)</sup>は、1914年から1939年という他の研究より長く対象時期を設定してウラルへの人の移動について分析しており、第一次世界大戦期だけではなく、内戦期の避難民についても扱われている。

移動を強いられたのは避難民だけではない。軍事捕虜、追放者、避難民のすべてを強制された非自発的移住者として位置付けるのが、ペローワの研究（2014年）<sup>20)</sup>である。他にも同様の視点に立つものとして、東シベリアへの移動を強いられた非自発的移民に関するクジメンコの学位論文（2010年）<sup>21)</sup>も挙げられる。主にスモレンスクを事例としたシチェロフによる一連の研究（2000年、2002年）<sup>22)</sup>では、避難民と捕虜の帰還までが扱われている。

近年特に目立つのが「公共圏」に関するもので、地方の社会团体による後方支援活動に焦点を当てる研究や、国家と社会の協働や対立といった視点に立つ研究が多い。例えば、戦争被

---

15) Златина М. А. Проблема еврейского беженства в России в период Первой мировой войны (июнь 1914 – зима 1915/1916 гг.). Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. СПб., 2010.

16) Утгоф В. С. Белорусские беженцы Первой мировой войны в 1914-1922 гг. Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. СПб., 2003.

17) Щетинина А. С. Беженцы на юге Западной Сибири 1914-1923 гг. Источники и методы изучения. Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. Барнаул, 2007.

18) Лахарева Н. В. Резэвакуация беженцев Первой мировой войны с территории Курской губернии (1918-1925 гг.). Курск, 2001.

19) Павлова О. В. Миграции населения на Урале в 1914-1939 гг. Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. Екатеринбург, 2004.

20) Белова И. Б. Вынужденные мигранты: беженцы и военнопленные Первой мировой войны в России. 1914-1925 гг. М., 2014.

21) Кузьменко А. С. Недобровольные мигранты в восточной Сибири в 1914 – феврале 1917 гг. (на примере енисейской и иркутской губерний). Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. Улан-Удэ, 2010.

22) Щеров И. П. Смоленский пленбеж: создание и деятельность. Смоленск, 2000; Он же. Центропленбеж в России: история создания и деятельности в 1918 – 1922 гг. Смоленск, 2000; Он же. Миграционная политика в России 1914 – 1922 гг. Смоленск, 2002

害者を支援する慈善活動に関するグリツァエワの学位論文（2008年）<sup>23)</sup>、ウラル地方を事例とした全ロシアゼムストヴォ同盟と全ロシア都市同盟の活動に関するバジェノワの研究（2010年）<sup>24)</sup>、地方社会や「公共圏」に関するペローワ（2011年）<sup>25)</sup> やトゥマノワ（2014年）<sup>26)</sup> の研究、ヴォロネジ県を事例としたイワノフの学位論文（2012年）<sup>27)</sup> などが挙げられる。ある特定の地域を事例として、地方社会と戦争という視点から、後方支援の一例として避難民支援を取り上げる研究もある。例えば、シベリアに関するゴレロフ（2003年）<sup>28)</sup> やシロフスキー（2015年）<sup>29)</sup> の研究、西シベリアを事例としたエリョーミンの研究（2005年）<sup>30)</sup> やボルアルシノフの学位論文（2005年）<sup>31)</sup>、極東を事例としたイコンニコワの研究（1999年）<sup>32)</sup> などである。かなり間接的になるが、第一次世界大戦期のカールガ県の県および郡ゼムストヴォの活動に関するスハノワの学位論文（2012年）<sup>33)</sup>、沿ヴォルガ諸県の都市住民の社会的気運や行動に関するセミョーノ

---

23) *Грицаева А. Н.* Благотворительность в России в годы первой мировой войны (1914 – февраль 1917 г.): опыт помощи пострадавшим от военных действий. Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. М., 2008.

24) *Баженова К. Е.* Деятельность организаций всероссийского земского союза и всероссийского союза городов на среднем Урале в годы первой мировой войны (1914 – февраль 1917). Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. Екатеринбург, 2010.

25) *Белова И. Б.* Первая мировая война и российская провинция 1914 – февраль 1917 г. М., 2011.

26) *Туманова А. С.* Общественные организации России в годы Первой мировой войны (1914 – февраль 1917 г). М., 2014.

27) *Иванов Р. Н.* Влияние первой мировой войны на социально-экономическое положение воронежской губернии (1914 – 1917 гг.). Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. Воронеж, 2012.

28) *Горелов Ю. П.* Сибиряки в защиту отечества в войнах начала XX века. Кемерово, 2003.

29) *Шиловский М. В.* Первая мировая война 1914-1918 годов и Сибирь. Новосибирск, 2015.

30) *Еремин И. А.* Томская губерния как тыловой район России в годы Первой мировой войны: 1914-1918 гг. Барнаул, 2005.

31) *Полуаршинов А. В.* Помощь общественных организаций и населения западной Сибири фронту и пострадавшим от войны (июль 1914 – февраль 1917 гг.) Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. Омск, 2005.

32) *Иконникова Т. Я.* Дальневосточный тыл России в годы первой мировой войны. Хабаровск, 1999.

33) *Суханова О. Н.* Калужское земство в годы первой мировой войны. Автореферат диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. Владимир, 2012.

ワの学位論文（2013年）<sup>34)</sup>、シベリアの都市自治体に関するチュダコフの研究（2013年）<sup>35)</sup> などにも、避難民の受け入れと支援に関する記述が見られる。

避難民問題に関する研究はこの20年間でかなり進展し、一般読者向けの学術教養書も出版された<sup>36)</sup>。全体として、特定の地域を事例とした研究や、地方社会と「公共圏」に焦点を当てた研究の多さが目を引く。ちなみに、戦時中に避難民支援の担い手となった民間慈善団体や救貧行政について、その大戦前の活動が本格的に研究されるようになったのも、欧米では1980年代以降、ロシアでは1990年代以降のことであった<sup>37)</sup>。このように、避難民研究には近年の歴史学の動向が直に反映されている反面、本来ならばそれ以前に研究し尽くされていてもおかしくない、中央政府の動向に関する研究が比較的手薄であるという逆転現象も見られる。避難民生活支援問題特別審議会に注目したツォヴァン<sup>38)</sup>は別にして、それ以外の研究ではクルツェフやガトレルからの引用で済まされていることが多い。本稿で取り上げる移住局の役割についても、1920年代を最後に<sup>38)</sup>、言及されることもほとんどなくなる。

## 1 第一次世界大戦の開戦と避難民の発生

本稿では、原則として、ロシアが関係する出来事の日付は当時ロシア帝国で用いられていたユリウス暦で示し、必要に応じて括弧内にグレゴリウス暦を併記する。

1914年7月17日（7月30日）、ロシアで総動員令が発令されたのを皮切りに、ヨーロッパ諸国が相次いで宣戦布告を発し、雪崩を打つように第一次世界大戦へ参戦していく。

東部戦線の戦闘は東プロイセンで始まった。1914年8月4日（8月17日）にロシア軍が国境を越えて東プロイセンに侵入する。8月7日（8月20日）のゲンビネン＝ゴウダブ会戦ではロシア軍が勝利するが、8月13日（8月26日）から17日（30日）のタンネンベルグの戦

---

34) *Семенова Е. Ю.* Влияние Первой мировой войны на мировоззрение, общественные настроения и поведенческие практики городского населения поволжских губерний Российской Империи (июнь 1914 г – февраль 1917 г.). Автореферат диссертации на соискание ученой степени доктора исторических наук. Саратов, 2013.

35) *Чудаков О. В.* Городское самоуправление в Сибири в годы первой мировой войны и период социальных катаклизмов (июль 1914 – первая половина 1918 гг.) Омск, 2013.

36) *Оськин М. В.* Неизвестные трагедии Первой мировой. Пленные. Дезертиры. Беженцы. М., 2011.

37) 19世紀後半以降のロシアにおける救貧行政と民間慈善事業について、および救貧・慈善事業史研究については、以下を参照。畠山禎『近代ロシア家族史研究—コストロマー県北西部農村の村外就業者家族』昭和堂、2012年、288-333頁。

38) *Старков П. С.* Переселение в Сибирь за время империалистической войны и революции (1914-1925 гг.) // Жизнь Сибири. 1926, №№ 7-8. С. 29-37.

いではサムソフ將軍率いる第二軍が壊滅し、第一軍も9月3日(9月16日)までに退却する<sup>39)</sup>。ロシア軍を追い払ったドイツ軍は、9月15日(9月28日)、ワルシャワ=イヴァンゴロド作戦を開始、ロシア帝国領のバルト海沿岸地域およびポーランドへと進軍する。ドイツ軍はワルシャワ目前まで迫り、1914年末までに、工業都市ウッチ、港町リエパーヤを奪った<sup>40)</sup>。

ドイツ軍の侵攻を受けて戦場となった地域から、このとき早くも避難民が発生している。9月発行の『労働援助』誌<sup>41)</sup>は、帝室自由経済協会が避難民支援委員会を組織したことを伝えている<sup>42)</sup>。この時期の避難民の多くは、なるべく家の近くにとどまり、森に逃げ込むか、もしくは砲弾が届かない近隣の村まで逃げ、戦闘が収まると自宅へと戻った<sup>43)</sup>。その一方で、敵の占領地を逃れ、都市へ流入する者も少なくなかった。当時、とりわけ多くの避難民が流入したのがワルシャワで、一時は10万人以上が集まっていたといわれる。ポーランドの各都市で避難民支援活動を行っていたのは、主に民間の団体だった。保護の必要な避難民として登録された数は、10月初旬の段階で、ワルシャワ市に約6万5000人、ヴィリノ市に約1500人、ミンスク市に1880人と郡部に約500人だった。他にも、ルブリン市、スモレンスク市、ドヴィンスク市、プスコフ市、オルシャ市、キエフ市、モギリョフ県などに避難民が集まり、ペテルブルクとモスクワに流入する避難民もますます増えていた<sup>44)</sup>。

自発的な避難者とは別に、「政治的不誠実とスパイ行為」という根拠のない罪に問われて、ロシア帝国国民であるユダヤ系住民とドイツ系住民、および敵対国民・臣民は強制的に追放された。早くも1914年9月には、ポーランドのノヴォ・アレクサンドロフスク(プラヴィ)から全ユダヤ系住民を24時間以内に追放する命令を、現地の軍司令官が出している<sup>45)</sup>。ユダヤ系住民は前線近くの地方都市に居住させられ、ドイツ系住民は警察の監視下で後方の県に移動させられた<sup>46)</sup>。

39) *Миронов В. Б.* Первая мировая война. Борьба миров. М., 2014. С. 119.

40) Там же. С. 124; *Gatrell, op. cit.*, p. 17.

41) 『労働援助』誌の発行母体である「労働援助監督局」は、貧困者の自立を図る「労役場」(ワークハウス)の開設と維持を支援・監督する目的で、1895年に政府内に設置された「勤労支援所・労役場監督局」が1906年に改称されたものであり、アレクサンドラ皇后の庇護を受け、ペテルブルクに本部を置いていた。畠山、前掲書、292-294。

42) Хроника I. Благотворительность в России. // Трудовая помощь. 1914, № 7. Сентябрь. С. 197.

43) Российский Государственный Исторический Архив (далее – РГИА), ф. 1322, оп. 1, д. 13, л. 19.

44) М.-. А. Помощь населению, пострадавшему от военных действий. // Трудовая помощь. 1914, № 9. Ноябрь. С. 341.

45) *Gatrell, op. cit.*, p. 17.

46) *Курцев.* Беженцы первой мировой войны... С. 100; *Gatrell, op. cit.*, p. 17.



ロシア南西方面軍によるガリツィア侵攻が始まったのは1914年8月5日(8月18日)である。8月21日(9月3日)にはリヴィウを、8月22日(9月4日)にはガーリチを陥落させた。8月29日(9月11日)にはオーストリア＝ハンガリー軍の全面撤退が始まり、9月8日(9月21日)までにロシア軍は東ガリツィアとブコヴィナの一部を占領した<sup>47)</sup>。なおこの地域には、おおよそ12世紀から14世紀中頃まで、ガーリチ公国(のちガーリチ＝ヴォルニニ公国)が存在していた。

東ガリツィアは、18世紀末のポーランド分割でオーストリア帝国領となったガリツィアのうちサン川より東の地域で、第一次世界大戦開戦前にはウクライナ人、ポーランド人、ユダヤ人が混住していた。人口でいうとウクライナ人が多数者だが、政治的・経済的に支配的な立場にあるのはポーランド人だった<sup>48)</sup>。1910年の東ガリツィアでは、ほとんどが農民であるウクライナ人が全人口の62%を占め、ユダヤ人も12%を占めていた<sup>49)</sup>。なお、帝政ロシアではウクライナは「小ロシア」と呼ばれており、「ロシア人」とは大ロシア人(ロシア人)・小ロシア人・ベロロシア人の総称でもあった。ガリツィアのウクライナ系住民も、ロシア帝国にとっては「ロシア人」同胞だった。

ガリツィアのウクライナ知識人の中には、ルソフィーレと呼ばれる親ロシア派と、ウクライナ民族派がいた。ルソフィーレは、ウクライナ人がポーランド人支配から解放されるためには、東ガリツィアのロシア帝国への編入が必要と唱えていた。これに対してウクライナ民族派は、ロシア帝国領のウクライナでウクライナ語による文化活動を禁じられたウクライナ作家などの亡命者を受け入れつつ、将来的にはロシア帝国のウクライナ人居住地域と東ガリツィア、ブコヴィナとを合体して、統一ウクライナの独立実現を目指していた<sup>50)</sup>。戦争が始まると、ルソフィーレとみなされたウクライナ人農民が国家反逆罪に問われ軍法会議にかけられ処刑される悲劇が相次ぐ。ロシア軍が東ガリツィアへ侵攻すると、ウクライナ民族活動家はウィーンやベルリンへ逃れた<sup>51)</sup>。

ロシア軍の占領下に置かれたガリツィアでは、新設されたガリツィア総督に任命されたポプリンスキーの下で、ロシア固有の領土たるべく「浄化」と統合が強行される<sup>52)</sup>。特に厳しい

---

47) *Миронов*. Указ. соч. С. 122.

48) 野村真理『ガリツィアのユダヤ人—ポーランド人とウクライナ人のはざままで』人文書院、2008年、1-2頁。

49) 同書、100頁。

50) 野村真理「帝国崩壊と東中欧の民族的再編の行方—オーストリア領ガリツィア戦線によせて」山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦 第4巻 遺産』岩波書店、2014年、112-113頁。

51) 同書、113-118頁。Gatrell, *op. cit.*, p. 18.

52) Gatrell, *op. cit.*, p. 18.

運命に見舞われたのはユダヤ系住民だった。多くのユダヤ人がガリツィアから西へ脱出した。1915年3月31日付けのオーストリア内務省の資料によると、ガリツィア戦線で発生した戦争難民の総数は約33万6000人、推定でその半数がユダヤ人であるという<sup>53)</sup>。残った者に対しても、苛酷な措置が執られた。ヤヌシュケヴィチ参謀総長の命令により、ユダヤ人のスパイ行為から非ユダヤ系住民を保護するためとして、ユダヤ人はガリツィアから追放された<sup>54)</sup>。ガリツィアからの避難民が、1915年1月には既にホルム県とヴォルニニ県に来ていたとの報告がある<sup>55)</sup>。2月中頃にはユダヤ人が大半を占める大量の避難民が新たに発生し、ワルシャワだけで2万人を超えるユダヤ人が流入した<sup>56)</sup>。

カフカース戦線でも避難民が発生している。1914年8月2日、オスマン帝国はドイツと秘密同盟条約を結ぶ。オスマン帝国は、英国艦隊に追われてダーダネルス海峡に入ったドイツの巡洋艦2隻を買い上げ、中央同盟国側に立って参戦することになり、10月29日から30日（11月11日から12日）にかけて、セヴァストポリ、オデッサ、フェオドシア、ノヴォロシイスクを攻撃した。オスマン帝国軍はさらに同年12月、厳冬の山岳地帯を走破してロシア軍の後ろに回り込むという無謀な作戦を敢行したが、大半の兵が凍死し、壊滅する<sup>57)</sup>。1915年4月、オスマン帝国領のヴァン地方で発生したアルメニア系住民の反乱を契機に、翌5月、オスマン帝国は国境地帯のアルメニア系住民をシリア・イラク方面に強制移送する命令を下した<sup>58)</sup>。この一連の動きの中で、1914年末までには既に、オスマン帝国領とペルシャ領からロシア帝国領に向けて、アルメニア人やアッシリア人、ロシア帝国臣民などが逃げてきていた。このときの避難民は、完全なデータではないが、アルメニア人がオスマン帝国領から3万3000人とペルシャ領から7000人、アッシリア人がペルシャ領から8000人、国境付近のロシア帝国臣民が約2万人（うちアルメニア系1万人、ギリシャ系9000人）、合計約6万7000人と推計されている。1915年6月以降はその数は爆発的に増加し、1915年8月には25万人のアルメニア人が国境を

53) 野村「帝国崩壊と東中欧の民族的再編の行方」120頁。

54) Gatrell, *op. cit.*, p. 18.

55) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 3.

56) М.- А. Помощь населению, пострадавшему от военных действий. // Трудовая помощь. 1915, № 3. Март. С. 272.

57) Миронов. Указ. соч. С. 126. 鈴木董「オスマン帝国と第一次世界大戦」山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦 第1巻 世界戦争』岩波書店, 2014年, 250-252頁。藤波伸嘉「オスマン帝国と「長い」第一次世界大戦」池田嘉郎編『第一次世界大戦と帝国の遺産』山川出版社, 2014年, 197-198頁, 202頁。吉村貴之「2つの帝国とアルメニア人—民族運動に及ぼす地域大国の磁場」山根聡/長縄宣博編著『シリーズ・ユーラシア地域大国論5 越境者たちのユーラシア』ミネルヴァ書房, 2015年, 122頁。

58) 吉村, 前掲論文, 124頁。佐原徹哉『中東民族問題の起源—オスマン帝国とアルメニア人』白水社, 2014年, 10-15頁。ノーマン・M・ナイマーク（山本明代訳）『民族浄化のヨーロッパ史—憎しみの連鎖の20世紀』刀水書房, 2014年, 45-54頁。

越えてロシア領へ逃げ延び、カフカス全体では30万人を超える避難民が押し寄せた。1916年初頭にはエレヴァンだけで少なくとも10万5000人のアルメニア系オスマン帝国臣民が避難していたという<sup>59)</sup>。

避難民への支援は、当初は広範な戦争被害者支援の一つという位置づけだった。のちに避難民支援で中心的な役割を果たすことになる社会組織も、必ずしも最初から避難民支援を目的に設置されたわけではない。1914年7月30日付けで全ロシアゼムストヴォ同盟が、8月16日付けで全ロシア都市同盟が結成されたが、当初は傷病兵救護などを目的としていた。両同盟に避難民支援特別部会が設置されたのは、1915年9月のことである<sup>60)</sup>。

1914年9月14日には「戦災に苦しむ者への緊急援助のためのタチヤーナ・ニコラエヴナ大公女殿下委員会」(通称タチヤーナ委員会)が設立された<sup>61)</sup>。タチヤーナ委員会は、皇帝の次女タチヤーナ大公女を名誉総裁として戴き、国家評議会議員ネイドガルトを委員長とし、高位高官が委員として名を連ね、その活動資金は寄付金と国庫からの助成金で賄われていた。設置規則によると、タチヤーナ委員会は、「戦争によって引き起こされた厄災によって困難な状況に陥った者」に一時的な緊急援助を与えるものである。その対象には「居住地に残った者」も「居住地を退去することを余儀なくされた者」も含まれていたが、最初から避難民支援に特化していたわけではない。

設置規則で定められた活動内容は、1回限りの物質的援助、故郷または定住地へ移動する際の支援、仕事の斡旋、養護施設や慈善施設への入居支援および施設に対する支援、損害補償の受給支援などである。地方支部を開設することも定められていた。のちにタチヤーナ委員会は、避難民の子供や保護者のいない子供の保護や養育、離散した家族を捜索する中央案内所の運営といった活動に注力していくことになる<sup>62)</sup>。

タチヤーナ委員会の地方支部が開設された時期は県によって異なり、早くから避難民の流入

59) Курцев. Беженцы первой мировой войны... С. 105; Gatrell, *op. cit.*, p. 26.

60) Цовян. Указ. соч. С. 20; Gatrell, *op. cit.*, pp. 37-40; 和田春樹『ロシア革命 ベトログラード1917年2月』作品社、2018年、53頁。

61) Высочайшее повеление 14 сентября 1914 г., объявленное Министером Внутренних Дел, об учреждении Комитета Ея Императорского Высочества Великой Княжны Татьяны Николаевны для оказания временной помощи пострадавшим от военных бедствий. // Законы и распоряжения о беженцах. Издание второе, значительно дополненное. Выпуск 1. М., 1916. С. 9-11; Gatrell, *op. cit.*, p. 40-42.

62) Очерк деятельности Комитета Ея Императорского Высочества Великой Княжны Татьяны Николаевны со дня основания по 1 Января 1916 года. // Комитет Ея Императорского Высочества Великой Княжны Татьяны Николаевны по оказанию временной помощи пострадавшим от военных бедствий: 14 сент. 1914 – янв. 1916. (далее - Комитет Великой Княжны Татьяны Николаевны.) Т. 1. Петроград, 1916. С. 7-20; Курцев. Беженцы первой мировой войны... С. 106.

が発生している県ではその開設も早い。最も早かったのがミンスク支部とヴィリノ支部で、ネイドガルト委員長が両市を訪問して提案したことにより、ミンスク支部は1914年10月5日、ヴィリノ支部は10月8日に設立された<sup>63)</sup>。その後、ポドリスク支部(10月18日)、モスクワ市支部、ポルタワ支部(10月31日)、オデッサ支部(11月25日)と続く<sup>64)</sup>。戦場から遠い地域でも比較的早く設立されるケースもあった(シンビルスク支部10月31日、スィルダリヤ支部11月29日など)<sup>65)</sup>。ヨーロッパロシアでは大半の県に、アジアロシアではトムスク、サハリン、サマルカンド、フェルガナに、県支部および郡支部・市支部が開設されることになる。

1914年夏の開戦から1915年春に「大退却」が始まるまでは、避難民発生源となる地域も限定的で、その多くがポーランド人、ユダヤ人、アルメニア人だったと推定できる。民族ごとの支援団体や慈善団体が各地で組織され、住居や食事を提供し、仕事を斡旋するなどの支援活動を個別に行っていた。『労働援助』誌の記事からいくつか拾ってみると、ポーランド戦争被害者支援委員会がモスクワに設立<sup>66)</sup>、ユダヤ人保健協会が11月11日から18日までペトログラードで避難民とユダヤ人戦争被害者を支援する募金活動を行ったこと<sup>67)</sup>、他の地方でもユダヤ人保健協会がユダヤ人避難民への食糧援助や医療援助に取り組んでおり、モスクワではアルメニア委員会がアルメニア人避難民への金銭的な援助を組織的に行っていること<sup>68)</sup>、ワルシャワだけで4万人に達していたユダヤ人避難民の支援体制を強化するためユダヤ人戦争被害者支援協会設立大会が4月6日にワルシャワで挙行されたこと<sup>69)</sup>などが伝えられている。

1915年1月1日時点での避難民総数は、89万2600人と推計されている<sup>70)</sup>。多くの避難民が流入した地域では、県や市の自治体、全ロシアゼムストヴォ同盟、全ロシア都市同盟、タチヤーナ委員会のほか、各地で活動する民族団体や慈善団体などが精力的に避難民支援活動に従事していた。19世紀後半以降、主に都市部を中心に活発化していた救貧行政および民間慈善団体の活動が、避難民支援への迅速な対応にも存分に活かされていたといえよう。

63) М-. А. Помощь населению, пострадавшему от военных действий. // Трудовая помощь. 1914, № 9. Ноябрь. С. 342; Комитет Великой Княжны Татьяны Николаевны. Т. 1. С. 36, 180.

64) Там же. С. 233, 287, 328, 332.

65) Там же. С. 390, 400

66) М-. А. Помощь населению, пострадавшему от военных действий. // Трудовая помощь. 1914, № 9. Ноябрь. С. 344.

67) М-. А. Помощь населению, пострадавшему от военных действий. // Трудовая помощь. 1914, № 10. Декабрь. С. 473.

68) М-. А. Помощь населению, пострадавшему от военных действий. // Трудовая помощь. 1915, № 1. Январь. С. 45, 47.

69) М-. А. Помощь населению, пострадавшему от военных действий. // Трудовая помощь. 1915, № 5. Май. С. 501.

70) Gatrell, *op. cit.*, p. 212.

事態が大きく悪化したのは1915年春のことである。ロシア軍の「大退却」と焦土作戦によって文字通り桁違いの避難民が短期間で爆発的に増加し、地方の社会勢力による慈善活動だけでは到底手に負えない事態に陥ったのである。

## 2 「大退却」に伴う避難民の大量発生と支援体制の構築

1915年春、ロシア軍の「大退却」が始まる。4月19日（5月2日）、ドイツ軍はロシア軍占領下のガリツィアへ進軍する。ロシア軍は6月9日（6月22日）までにリヴィウを放棄し、タルノボルとブコヴィナの一部を除き、ガリツィアから撤退した<sup>71)</sup>。

さらにドイツ軍はポーランドと東プロイセンにも進軍し、7月22日（8月4日）にはワルシャワとイヴァンゴロドを占領する。8月13日（8月26日）にはブレスト＝リトフスク、8月19日（9月2日）にはグロドノが陥落した。東プロイセン攻撃は7月1日（7月14日）に始まり、1か月でロシア軍はネマン川から追い払われ、ドイツ軍はクルリヤント、ミタヴァ、コヴノを占領し、リガへ迫った。8月から9月にかけてドイツ軍はヴィリノ作戦を展開し、ヴィリノ県を奪った<sup>72)</sup>。この時期までにドイツ軍およびオーストリア＝ハンガリー軍に占領された地域は、開戦前に3500万の人口を擁していた14県に及ぶ<sup>73)</sup>。1915年末までに、ポーランドはほぼ完全にドイツ軍の手に落ち、クルリヤントも占領された。コヴノ県、ヴィリノ県、グロドノ県、ミンスク県西部、ヴォルニニ県西部もドイツ軍に奪われた<sup>74)</sup>。

ガリツィア撤退に際し、軍司令部は焦土作戦に踏み切った。それは、「住民だけでなく、敵にとってある程度の価値を持つ可能性があるものをすべて一掃し、荒れ地に変えられなければならない<sup>75)</sup>」という命令だった。ユダヤ人を除く17歳から45歳までの徴兵年齢にある男性住民はすべてロシア帝国内部への移動を強制された。その際、家族を伴うことは許されており、鉄道乗車と食事は無償で提供されることになっていた。同時に、農村住民から1か月分の規定量を超える食糧備蓄を徴発し、もし余剰食糧を運び出すことができないならばそれを廃棄すること、家畜もすべて徴発して後方へ送ること、作物も刈り取って廃棄することが命じられた<sup>76)</sup>。ガリツィア住民の中には、ロシア軍に対する好意的な対応を理由にドイツ軍とオーストリア軍

71) *Миронов*. Указ. соч. С. 140.

72) Там же. С. 142.

73) *Gatrell, op. cit.*, p. 31.

74) *Миронов*. Указ. соч. С. 143.

75) *Зубчанинов С. И.* Организация и условия работы по устройству беженцев Северо-Западного фронта. СПб., 1915. С. 5; *Курцев*. Беженцы первой мировой войны... С. 101.

76) РГИА, ф. 1322, оп. 1, д. 13, лл. 20-21; *Курцев*. Беженцы первой мировой войны... С. 101.

から報復を受けることを恐れ、自発的に故郷を捨ててロシア軍と共に逃げる者もいた<sup>77)</sup>。

ヤヌシケヴィチ総参謀長による焦土作戦は、1915年6月23日に大本営で開かれた特別審議会において、一度は住民の強制移住を中止する方向へ動いた。ドイツ系住民は軍事地域から排除しなければならないが、ユダヤ系住民は逆に居住地から動かすことは望ましくないとした上で、それ以外の住民は「希望する場合は居住地に残し、可能な援助を与える」と表明された。そして6月26日付最高総司令官の命令第523号では、「地元住民とその財産に対する暴力を止める措置を確実に遅延なく講じること。地域住民の財産廃棄は、それが戦況によって必要とされるか、あるいは軍事的な目的のため、しかるべき司令部の命令で行われた場合に限り許容される」とされた<sup>78)</sup>。しかしながら、大本営は7月には焦土作戦へと戻ってしまい、8月中頃にはヴォルニニ県、ポドリスク県、ベッサラビア県の前線地帯で、12歳から50歳までの全住民の強制疎開、食糧備蓄の廃棄、家畜と馬の徴発が始まった<sup>79)</sup>。

こうして、焦土作戦によって、それまでにない規模の避難民がロシア内部諸県まで流入するようになった。避難民の流入は7月から8月にかけて急激な増加を始め、9月から10月にかけてピークに達し、年末にはほぼ終息した<sup>80)</sup>。

このような事態を引き起こした焦土作戦を大臣会議は決して容認せず、「総司令部は完全に度を失っている」と手厳しかった。1915年7月31日の大臣会議で、以下のような会話が交わされたことが記録されている。「1812年の例を引き合いに出し、敵の手に落ちる土地を荒野にしてはならない。現在の条件も戦況も起きていることの規模そのものも、当時と共通することは何もない」「総司令部は、恐らく、クトゥーブフの作戦を諦めようとせず、焦土化した空間でドイツ軍の侵攻を打ち負かすという希望を捨てきれないだろう」。大臣会議はこの深刻さを理解していた。「何十もの県を荒廃させ、その住民を国の奥地へ追いやることは、ロシア全土を恐ろしい厄災に運命づけるのに等しい。しかし、国益の論理やその命ずるところといったものは総司令部に好まれていない。どれだけ恐ろしいことがそこに潜んでいようと、文官の判断は『軍事的な必要』の前に沈黙せざるを得ない」<sup>81)</sup>。

大臣会議は、焦土作戦が引き起こした大量の避難民によって、ロシア帝国が国家存亡の危機に陥っていることを認識していた。8月4日の大臣会議におけるクリヴォシェインの発言にもそのことが現れている。「戦争がもたらしたすべての困難な結果のうち、この現象は最も想定

77) Gatrell, *op. cit.*, p. 20.

78) РГИА, ф. 1322, оп. 1, д. 13, лл.21-23.

79) Курцев. Беженцы первой мировой войны... С.101-102.

80) Там же. С. 104.

81) Яхонтов А. Н. Тяжелые дни. (Секретные заседания Совета Министров 16 июля – 2 Сентября 1915 года. // Архив русской революции. Том 18. М., 1993. С. 32-33.

外で、最も恐るべきもので、最も取り返しがつかないものである。最もひどいのは、これが引き起こされたのは現実に必要だったからでも民衆が恐慌をきたしたからでもなく、敵を遠ざけるため利口な戦略家が思いついたということである。結構な戦法だ。ロシア全体に呪詛、病気、悲しみ、貧困が拡散している」「思うに、ドイツ人は1812年の再現結果を満足げに眺めていることだろう。たとえ彼らが若干の現地備蓄を失ったとしても、代わりに彼らは住民に対する配慮から解放され、無人の地で完全な行動の自由を手に入れた」「大臣会議のメンバーとして私にできるのは、総司令部によって引き起こされた第二の民衆大移動がロシアを底なし沼に、革命に、破滅に引きずり込むと、表明することである」<sup>82)</sup>。

同じ8月4日の大臣会議では、ユダヤ人強制追放の問題も取り上げられている。大臣会議は、ヤスシュケヴィチ総参謀長と最高総司令官に対し、ユダヤ人に対する苛酷な強制的措置を中止するよう何度も申し入れていた。というのも、ユダヤ人迫害の情報が国外にも伝わったことで同盟国政府から抗議を受け、中でもアメリカ合衆国では抗議集会も開かれ、その影響で外国市場での資金調達が難しくなり、ロシアの国家財政に悪影響を及ぼしていたからである。また、追放されたユダヤ人があまりにも多く、流入先のユダヤ人居住区に収容することが不可能になっていたこともある<sup>83)</sup>。迫害中止は聞き入れられなかったが、この日の議論を受けて、1915年8月19日付でユダヤ人の居住制限が部分的に解除され、両首都および宮内省と陸軍の管轄下にある地域を除き、ユダヤ人は居住区域外の都市にも居住できることになった<sup>84)</sup>。

8月16日の大臣会議でポリヴァノフ陸軍大臣は、南西方面軍総司令官イヴァノフが「国境から100ヴェルスタ入った前線地帯を強制的に疎開させる」計画を持っていることを明かした。それに対して大臣会議は全員一致でこれに反対し、該当地域の住民全員を強制疎開させ財産を破壊することは全く容認できないと、最高総司令部参謀総長宛に文書を送ることが決定された<sup>85)</sup>。だが8月24日になると、再びポリヴァノフから、イヴァノフがキエフ撤退を主張しており、「さらなる戦闘に備えるためには後方を拡大し、そこから余分な分子を排除する必要がある」と考えていることが伝えられた。それに対するシチェルバトフ内務大臣の激しい反応が記録されている。「すなわち、我々には新たな住民移動が要求されているということだ。後方に隣接する地域はすべて避難民で溢れている。プスコフ、スモレンスク、ミンスク、チェルニゴ

82) Там же. С. 37.

83) Там же. С. 42-46.

84) Распоряжение, объявленное 19 августа 1915 г. Правительствующему Сенату Министром Внутренних Дел о разрешении евреям жительства в городских поселениях вне черты общей их оседлости, за исключением столиц и местностей, находящихся в ведении Министров Императорского Двора и Военного. // Законы и распоряжения о беженцах. С. 103.

85) Яхонтов. Указ. соч. С. 74.

フ、ポルタワ、郡都や大村落は言うに及ばず、極めて異常なまでにぎっしり詰まっている。つまり、意気盛んな敵を前にして後退する将軍たちの都合のために、すべてこの人の波を、すべてこの飢えて激怒した大群を、どうにかこうにか落ち着いた人々を、その場所から引き離し内部諸県へ追い立てなければならないということだ「陛下が前線に行かれて、その最初の結果が、ロシア諸都市の母を放棄することとは」「私は断固としてイワノフ将軍の計画を実行することに反対する。ロシアに対する死刑判決に自らサインするよりは、最後の戦闘で殺される方がましだ」。議論の結果、「非常に大きな経済的・国家的意味を考慮すると、キエフ撤退が許容されるのは極めて必要な場合に限定され、かつイワノフ将軍のような現地の軍司令官の命令によるのではなく、軍事評議会で策定されるべき作戦行動計画全体に添ったものでなければならない」との内容の電報を、モギリョフの大本営にいる皇帝へ送ることが決定された<sup>86)</sup>。幸い、キエフ撤退と焦土化は実行されなかった。9月2日にも、住民の強制排除に断固反対するシチュルバトフの発言が記録されている。「大臣会議が介入して、さらに撤退する場合でも焦土化された地域から男性住民を強制的に疎開させることを拒否する必要がある」「もしヤヌシュケヴィチの戦術が継続されるのであれば、住民を敵のもとに残した方がましである。それだけでなくも避難民の流入に苦悩している国全体を結果的に破滅させるよりは、彼らをドイツ人の抑圧下で苦しませるのもやむを得ない」<sup>87)</sup>。8月末までには強制的な住民移動と財産廃棄は行わないよう大本営から命令が下ったが、その後も状況はほとんど変わらず、9月になっても「17歳から45歳までの男性」が移送される地域もあったという<sup>88)</sup>。

このような避難民の大量発生という事態に直面してようやく、遅ればせながら政府も避難民支援体制を整えていく。「避難民の生活支援に関する全権代表」(以下、避難民支援全権代表)が置かれ、北西方面戦線担当はズブチャニノフ、南西方面戦線担当はウルソフという2名の国家評議会議員が任命された。全権代表への訓令は、1915年7月24日に大臣会議で承認され、8月2日に元老院に提出され、8月4日付で公布された。訓令によれば、避難民支援全権代表には、避難民の移動方法や行き先等の決定、食糧援助、医学・獣医学的援助、避難民を目的地の現地当局へ引き継ぐまでに必要なその他の支援をすべて与えることが一任されていた。また、居住地から強制退去させられた者には、(1) 徴発された家畜や食糧などに対する補償受け取りの支援、(2) 穀物、家畜、財産などを安全な場所まで運び出したことに対する支援、(3) 占領地に残した財産を敵に見つからないよう秘匿したことに対する支援、(4) 職探しの支援を行う

---

86) Там же. С. 99-101.

87) Там же. С. 131.

88) Курцев. Беженцы первой мировой войны... С. 102.



ことが定められていた<sup>89)</sup>。

政府による避難民支援は、1915年8月30日付けで「避難民の必要を満たすことに関する法律」<sup>90)</sup>が制定されたことで本格化する。避難民保護体制の詳細については、9月1日付で公布された「避難民の必要を満たすことに関する規則」<sup>91)</sup>で規定されている。

規則の冒頭で、避難民(беженцы)と認められるのは「敵によって脅かされているか既に占領された地域を離れた者」, 「軍当局や民政当局の命令により軍事行動地域から退去させられた者」, 「ロシアに敵対する国から逃げてきた者」と定義している。そこにはロシア帝国臣民はもちろん、オーストリア領ガリツィアやオスマン帝国などから逃れてきた者も含まれる。しかし「軍事行動地域から警察の監視下で追放された者」(すなわちドイツ系住民)は避難民に含まれず、「ドイツ民族とハンガリー民族の外国臣民」も支援対象から除外された。避難民支援は、内務大臣、避難民支援全権代表、県知事および特別市長、ゼムストヴォ機関、都市公共機関、地方委員会、タチャーナ委員会が担当し、社会团体や民間団体、個人などにも協力を呼びかけることが定められた。

さらに規則では、避難民問題全体を統括する「避難民生活支援問題特別審議会(Особое совещание по устройству беженцев)」(以下、避難民支援特別審議会)の設置を定めている。この特別審議会は最高国家機関であり、いかなる立場の者も特別審議会に対して命令することも報告を要求することもできない。避難民支援特別審議会は内務大臣を議長とし、その構成員は国家評議会議員と国会議員、各関係省庁代表、カフカス総督府代表の他に、様々な団体や機関からの代表と定められている。具体的には、タチャーナ委員会、ロシア赤十字社、避難民支援全権代表、衛生・後送部門最高指揮官府、全ロシアゼムストヴォ同盟、全ロシア都市同盟、ポーランド王国中央住民委員会、ポーランド戦争被害者支援中央委員会、アルメニア戦争被害者支援中央委員会、ユダヤ戦争被害者支援中央委員会、バクームスリム避難民およびカフカス戦線戦争被害者支援慈善協会、ラトヴィア支援委員会、リトアニア戦争被害者支援協会中央委員会、チフリス市グルジア協会理事会、などが挙げられている。避難民支援特別審議会の審議事項として、(1) 避難民支援に支出される予算の配分、(2) 避難民の居住、登録、移動、生活再建などの配慮、(3) 避難民が残してきた財産の査定、受けた損害や徴発に対する補償、(4) 戦争被害者への資金援助、(5) 学校等の設置により避難民の精神的必要を満たすことを配慮する、(6)

---

89) Наказ Главноуполномоченным по устройству беженцев Северо-Западного и Юго-Западного фронтов. // Законы и распоряжения о беженцах. С. 7-9.

90) Одобренный Государственным Советом и Государственной домою и Высочайше утвержденный закон об обеспечении нужд беженцев. // Законы и распоряжения о беженцах. С. 1-2.

91) Положение об обеспечении нужд беженцев. // Законы и распоряжения о беженцах. С. 2-6.

外務省や中立国の外交代表部を通じて、避難民が故郷に残した家族との連絡をとりやすくすること、などが挙げられている。また、避難民支援全権代表や地方委員会の活動規則の制定も特別審議会の審議事項となっていた。そして避難民支援全権代表は避難民移送と生活支援事業の責任者と定められ、地域ごとの避難民保護はゼムストヴォヤや都市の行政機関に一任されていた。その後11月には、帝国を12地区に分けて、各地区の全権代表を任命することになった<sup>92)</sup>。

なお、9月10日には特別審議会の第1回会議が開催され、全会一致で次のような宣言が採択されている。「一人残らず強制的に退去させることは、国家的な観点からすると、無条件に有害な措置であると認められる。軍事的判断によりこのような強制退去が必要であると認められる場合、最高総司令官の命令に従い、それは特に慎重に行われるべきであった<sup>93)</sup>」。

ロシア帝国領に強制的もしくは自発的に避難してきたガリツィア人のうち、ユダヤ人ではない「正教徒のロシア系ガリツィア人」に対しては、彼らを「同胞」とみなす手厚い配慮がなされている<sup>94)</sup>。しかし彼らは外国籍であってロシア帝国臣民ではないため、現行法ではロシア帝国臣民を対象とした支援を受けることが出来ないという問題があった。

1915年5月4日、クリヴォシェインは、バルク財務大臣宛の文書の中で、ポプリンスキーからの報告としてドイツ軍とオーストリア軍に占領された地域から相当数の避難民がロシア帝国領内へ向かって移動していることを伝え、彼らに避難先までロシア国内鉄道に無料で乗車できる権利を与えるようにできないか、との提案をしている<sup>95)</sup>。それに対してバルクからは移住者用の割引運賃率の適用が可能との見解が示されている<sup>96)</sup>。

1915年6月16日、クリヴォシェインはゴレムイキン首相に対し、ガリツィア人の入植に関する提案をしている<sup>97)</sup>。キエフに避難しているガリツィア人避難民からアジアロシア国有地への入植申請が出されたが、現行の移住法ではアジアロシアの国有地に入植が許可されるのはロシア帝国臣民に限られており、しかも法律の規定ではロシア帝国領内に5年間居住していることが国籍取得の要件であり、ガリツィア避難民はその資格を満たしていない。そこで、5年間

92) 12地区の区分は以下の通り。(1) アルハンゲリスク県、ヴォログダ県、ヴァトカ県。(2) オロネツ県、トヴェリ県、ノヴゴロド県。(3) ヤロスラヴリ県、コストロマ県。(4) ヴラジーミル県、リャザン県。(5) タンボフ県、ベンザ県。(6) クルスク県、ヴォロネジ県、ドン軍州。(7) カザン県、シンビルスク県、ニジェゴロド県。(8) トゥーラ県、カルーガ県、オリョール県。(9) ハリコフ県、ボルタフ県、チェルニゴフ県。(10) サマーラ県、ウファ県、ペルミ県。(11) サラトフ県、アストラハン県。(12) オレンブルグ県、シベリア。M-p A. Помощь беженцам. // Трудовая помощь. 1915, № 10. Декабрь. С. 462.

93) M-p A. Помощь беженцам. // Трудовая помощь. 1915, № 8. Октябрь. С. 233.

94) ガリツィア避難民が多く流入した都市の一つであるオデッサにおける避難民支援活動については、以下の報告がある。Казанский П. Е. Галицко-русские беженцы в Одессе 1915-1916 г. Одесса, 1916.

95) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 1998, л. 1.

96) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 1998, л. 5об.

97) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 2213, л. 1.

の居住要件を満たさない者にも国籍を与え、国有地を分与できるようにするのが望ましい。

同日付で土地整理農業総局から大臣会議へ正式に提出された提案書には、もう少し具体的な情報も記されている<sup>98)</sup>。1915年5月中旬までにキエフに到着したガリツィア人避難民は1万2000人に達し、その多くが近隣の郡に分散して居住しているが、生計手段を求めて帝国各地に散った者もいる。アジアロシア国有地に入植を希望しているのは、ロシア帝国臣民である親戚がエニセイ県に住んでいるというガリツィア人19名である。現行法の規定によりガリツィア人が速やかに国有地に定住できないのは「彼らに対して極めて不公正な状態」である。「歴史の荒波によってルーシから切り離された『紅ルーシ (Червоная Русь)』の正教徒ロシア系住民は、ロシア国籍を与える際に、政府が特別に支援すべき対象であろう。オーストリア人が彼らの故郷にやって来たことによって、正教の信仰とロシア人としての民族性のために迫害されることを恐れ、ガリツィアを捨てなければならなかった者のために、このような支援は切実に必要とされている」。こうして、1915年7月10日、「ロシア系ガリツィア人のアジアロシア国有地への移住に関する大臣会議規則」<sup>99)</sup>は皇帝の裁可を受けた。入植を希望する「正教徒のロシア系ガリツィア人」は5年間の居住要件を満たさなくともロシア国籍が認められ、アジアロシアの国有地に入植できることになった。この制度を利用してアジアロシアの国有地に登録したガリツィア人は、少なくとも200家族はいたようである<sup>100)</sup>。

政府には政府にしか出来ないことがある。法律や規則を制定し、地方行政機関や社会团体等による避難民支援活動を統括し、その活動に対して国庫から資金を提供した。1916年3月2日時点で避難民支援活動に携わっていた主要な国家機関と社会組織のリストには、内務省から始まる23の機関と役職が挙げられている<sup>101)</sup>。ここにその名はないが、避難民支援の現場で重

98) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 2213, л. 2.

99) Высочайше утвержденное 10 июля 1915 г. положение Совета Министров о переселении на казенные земли Азиатской России русских галичан. // Законы и распоряжения о беженцах. С. 103.

100) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 3об.

101) Щеров. Миграционная политика... С. 309. ここで挙げられている機関・役職名は以下の通り。(1) 内務省, (2) 避難民支援特別審議会, (3) タチヤーナ委員会, (4) 全ロシアゼムストヴォ・都市同盟 (1915年11月に全ロシアゼムストヴォ同盟と全ロシア都市同盟が合同), 全ロシア避難民保護協会, (6) ポーランド王国中央住民委員会, (7) 避難民保護中央正教兄弟団, (8) ポーランド人貧窮世帯援助協会, (9) ポーランド戦争被害者支援モスクワ委員会, (10) 西部＝ロシア協会, (11) ガリツィア＝ロシア協会, (12) ブリカルパチアルーシ・ロシア人民評議会, (13) 戦争被害者支援中央リトアニア委員会, (14) ラトヴィア中央避難民支援委員会, (15) 困窮ラトヴィア人支援ラトヴィア協会「ロージナ (故郷)」, (16) アルメニア人困窮世帯援助アルメニア協会, (17) 戦争被害者支援グルジア協会, (18) バクームスリム避難民支援慈善協会, (19) ユダヤ戦争被害者支援中央委員会, (20) グロドノ住民委員会, (21) ヴィリノ・コヴノ住民委員会, (22) 南西方面戦線担当避難民支援全権代表, (23) 北西方面戦線担当避難民支援全権代表。

要な役割を果たした機関がもう一つあることを忘れてはならない。それが、クリヴォシェインもかつて局長を務めていたことがある移住局だった。

### 3 移住局による避難民支援の現場

移住局には、長年にわたり、地方当局や活動家と協力しながら、一度に大勢の移住者を鉄道に乗せて西から東へ移動させ、道中では彼らに食糧や医療サービスを提供し、個別調査を行ってデータを収集し、入植者を登録して居住地を割り当てるといった一連の実務を担当してきた経験があった。主な鉄道沿線には、移住者を仮収容するバラックや食堂、診療所なども整備されていた。このような移住・入植に関する経験の蓄積と既存の設備が、そのまま避難者の移動から定着までの初期支援に活用されたのである。ゼムストヴォが未設置のシベリアでは特に、移住局の果たした役割は大きかった。

ヨーロッパロシアとアジアロシアの主要な鉄道沿線には、移住者が医療や給食サービスを受けられる移住拠点がいくつも置かれていた。第一次世界大戦が始まると、移住証明書の交付等が制限され、通常の移住はほぼ中断していた<sup>102)</sup>。その代わりに、移住拠点および現地移住機関の職員は、戦時の後方支援業務にそのまま駆り出された。1914年秋には、衛生・後送部門最高指揮官府の命令により、移住拠点は軍事捕虜のための隔離・通過拠点として利用されていた。1915年7月には、移住者と同等の基準に基づき、各地の拠点では避難民にも無料の医療・給食サービスと一時的な居住場所を提供し、職探しに協力し、希望者は移住者として入植させるよう指示が出された<sup>103)</sup>。さらにチェリャビンスク、スイズラニ、イルクーツクなど、平時に移住者の登録や統計調査などを実施してきた中継拠点では、避難民支援だけでなく、避難民の登録および統計調査も行われた<sup>104)</sup>。

移住者の鉄道移動と入植を担当してきた経験豊富な移住局は、避難民の鉄道移動と入植の際に発生する法的な問題への目配りもきいた。既に述べたように、ガリツィア人に対する鉄道割引運賃の適用および入植に関する法整備を提案したことも、その一例である。

鉄道で移動する避難民に対しては、当初、正規運賃の4分の1に定められた移住者割引運賃

---

102) 1914年7月29日付の県知事宛の電報により、以下のことが指示されている。(1) 先遣人派遣証明書の発行中止、(2) 全移住者に貸付金交付停止を通知し、終戦まで移住を延期するよう求める、(3) 登録した入植地の有効期限を1915年8月1日まで延長し、移住証明書は家族の誰かが既に移住している者だけに交付される。РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 799, л. 61.

103) *Старков*. Указ. соч. С. 29-30; РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 1686, л. 70; Д. 1998, л. 34; Д. 2204, лл. 9, 10, 17; Оп. 6, д. 110, л. 2.

104) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 4об.

率が適用されることになっていた。しかし「大退却」以後の避難民の多くは割引運賃さえ払えなかったため、結局は移住局の予算から負担せざるを得なかった<sup>105)</sup>。また、1914年10月9日から優待運賃表第200号が適用され、戦場隣接地域および軍事要塞地帯から軍当局の命令によって退去させられた個人とその家族には、ロシア国内鉄道全線で無料乗車できる権利が与えられていた。その際、当該避難者の出身地の軍当局もしくは民政当局によって交付された証明書が必要だったが、既に出身地を遠く離れてしまった避難民には入手不可能だった。そこで1915年7月25日付けで移住局から財務省鉄道局に宛てて、避難民が一次避難場所から別の場所へ再移動する場合にも優待運賃表第200号の適用範囲が拡大できないか、という問合せがなされている。避難民に食糧支援および医療支援を提供している移住局としては、避難民が過度に集中する事態を早急に改善する必要があった<sup>106)</sup>。

新たな割引運賃表1915年第117号では、1915年9月1日より、「最初の避難場所から関係当局によって指示された別の場所もしくは当人が自ら仕事を探すために選んだ場所まで」移動する際にも、無料乗車が適用されることが定められた。そのための経費は、移住局の予算ではなく、軍事予算から支出されることも決められた<sup>107)</sup>。

ウラルを越えてアジアロシアまで移動する避難民は、1915年春頃から見られるようになっていた。ただしその数は少なく、親戚を頼って自己資金で移動することが可能な、比較的恵まれた避難民が主だった<sup>108)</sup>。「大退却」が始まるとウラルを越える避難民も激増する。移住局の統計によると、チェリャビンスクとスィズラニを通過する際に避難民として登録されたのは、チェリャビンスク3万4926世帯16万9872人(1915年8月1日から1916年8月31日まで)、スィズラニ10万231世帯51万6110人(1915年7月28日から1916年10月14日まで)、合計13万5157世帯68万5982人だった(人数には単身者も含む)。そのうち92.3%にあたる12万4764世帯63万3258人が、調査開始から1915年10月31日までの約3ヶ月間に集中している。全体の47%にあたる6万2468世帯32万761人がグロドノ県から出発しており、次いで多いのがヴォルィニ県の2万6541世帯13万6715人(20%)、ホルム県2万949世帯10万2103人(15%)で、他にも1万人を超えるのが、ミンスク県(7869世帯4万1550人)、ヴィリノ県(7681世帯3万9473人)、コヴノ県(3148世帯1万5655人)となっており、この6県で全体の95%

---

105) *Старков*. Указ. соч. С. 31.

106) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 1998, лл. 31-32; Оп. 6, д. 334, л. 7.

107) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 1998, л. 65.

108) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 7.

を超える<sup>109)</sup>。

避難民の受け入れ先を割り振るのは避難民支援全権代表の仕事だったが、計画通りに行くことはほとんどなかった。避難民が殺到したヨーロッパロシア諸県はすぐに飽和状態となり、受け入れ可能な地を求めてさらに遠く東へ移動を続けた結果、避難民はウラルを越えることになる<sup>110)</sup>。最初から計画されていたわけでもないため、旅程表もなければ切符もなく、行き先は車輛にチョークで書かれているだけということもあった。そのためチェリヤビンスクでは、シベリア各県や州に収容可能な人数を照会した上で、避難民をシベリア各地に割り当てて送り出さなければならなかった。しかしそれさえも予定通りに行かないことがあった。指定された受け入れ地が既に満員になっていたため、そのまま東へ進まなければならない避難民列車も相次いだ<sup>111)</sup>。

混乱のあまり、避難民列車の到着が直前になって現地に知らされることもあった。当時タシケントで勤務していた移住局職員タチシチェフはそのときの様子を次のように回顧している。「このような規模で避難民が発生するとは、戦争が始まった当初は誰も予想していなかったと思う。当然ながら、国の内部に彼らを再配置する計画は何もなかった。話によると、旅の最初の部分を大半の避難民は荷馬車で移動し、徐々に列車、それも貨車や無蓋車に乗せられるようになり、列車は彼らを東へ、すなわちヴォルガの先、ウラルの先へ運んだ。この動きについて私たちはタシケントでは何も知らなかった（新聞は書くのを避けていた）。5万人ほど乗せた避難民列車がオレンブルグ＝タシケント鉄道でこちらに向かって明日以降到着すると総督が知らされた、ある晴れた日までは<sup>112)</sup>。逆に、予告されていた避難民列車が到着しないこともあった。避難民集団が向かっていると電報で知らされ、住居、荷馬車、食事、衣服を急いで準備するのに多大な労力を費やし、長いこと待った挙げ句、避難民集団がどこかへ消えてしまい、努力がすべて無駄になるという出来事が、少なくともイルクーツク県のキミリチェイとウソリエでは起きている<sup>113)</sup>。

移住局の現地職員は、避難民が移住者として入植することを希望する場合には、通常必要

109) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 1998, лл. 99, 100, 154, 155, 230, 232, 233, 237, 256, 271, 283, 294, 297, 316, 318, 319, 330, 332, 333, 334, 336, 337, 345, 346, 347, 351, 380, 384, 405, 406, 407, 409, 410, 416, 417. 418; Д. 1999, лл. 8, 9, 10, 18, 20, 21, 32, 44, 66, 80, 81, 94, 107, 131, 133, 159, 160, 165, 190, 192; Д. 200, лл. 25, 27, 28, 41, 53, 66, 104, 111, 112, 129, 149, 163, 172, 185, 196, 202, 220, 228, 232, 233, 243, 250, 269, 271.

110) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 8об.

111) Старков. Указ. соч. С. 31.

112) Татищев А. А. Земли и люди. В гуще переселенческого движения (1906-1921). М., 2001. С. 222.

113) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 2132, л. 6.

な手続きを省略して空いた入植区画を割り当て、全面的に支援することが義務づけられていた<sup>114)</sup>。大半の避難民は入植を希望しているわけではなかったが、彼らを移住者用バラックに一時収容し、その後農村部に分散居住させ全面的な生活支援を与えるのも、移住局職員の仕事だった。夏に故郷を追われた避難民がウラルを越えて到着した頃、シベリアでは既に冷え込みが始まっており、避難民に冬用の衣服と靴が無料で配布された<sup>115)</sup>。シベリアに来た避難民に食糧、暖かい衣服と靴、住居を提供するための費用は、当初は移住局の予算から支出されていたが、その数が増えると移住局には賄いきれなくなり、軍事予算から支出されることになった。避難民を移住者用入植区画に登録するための経費は、従来通り移住局が負担した<sup>116)</sup>。

避難民生活支援シベリア全権代表のデータでは、シベリア各地に落ち着き先を確保した避難民数は、トムスク県3万8445人、アクモリンスク州2万8175人、エニセイ県1万1981人、トボリスク県1万5379人、イルクーツク県8616人、ザバイカル州2000人、沿海州2510人、アムール州1958人、合計すると約11万人となる<sup>117)</sup>。これは地元当局や社会团体から支援を受けていた避難民数に基づくデータあり、しかもすべての場所で登録が行われていたわけでもないため、避難民の実数はこれよりも確実に多くなるはずである。また、戦争前に移住していた親戚や同郷人のもとへ自力で行った避難民は保護対象ではないので、データには含まれていない<sup>118)</sup>。

ひとまずシベリアに落ち着いた避難民でも、移住者として入植する世帯はさほど多くはなかった。それでもトムスク県は比較的多く、1916年3月1日時点で98世帯283人が入植しており、雪が消えたらその数はさらに増えるかと予測されていた<sup>119)</sup>。しかし東へ行くほど入植する世帯は少なくなり、断片的なデータになるが、イルクーツク県では実際に入植したのは男性60名<sup>120)</sup>、エニセイ県に入植したのは13世帯41人<sup>121)</sup>、ザバイカル州に入植したのは7世帯36人<sup>122)</sup>との報告もある。

そもそも大多数の避難民は、シベリアへ行くことなど望んでいなかった。避難民のうち、親戚や同郷人がシベリアにいるか、あるいはシベリアの連隊に勤務経験のある兵士から話を聞いたことのある者には、物価が安い、良い賃金労働を見つけられる、地元住民から特別に喜んで

114) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 110, л. 2; Д. 334, л. 5; *Старков*. Указ. соч. С. 31.

115) *Старков*. Указ. соч. С. 31.

116) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 1686, л. 88.

117) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 230; *Дагаев И.* Беженцы в Сибири. // Трудовая помощь. 1916, № 6. Июнь. С. 26-27.

118) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 230.

119) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 252.

120) РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 2132, л. 5.

121) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 211об.

122) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 128об.

受け入れられる、等々の過大な思い込みがあった。このような避難民はすぐに期待が裏切られて失望する。その一方で、大多数の避難民は避難を始めるまでシベリアについて何も知らず、そこは特に不幸な場所であり、概して人間の生活ができない場所という印象を持っていた。多くの者にとってシベリアという言葉は流刑を連想させた。ほとんどの避難民は、彼らが強制的にシベリアへ連れて来られ、親戚や同郷人から引き離されたと不満を述べており、騙されて連れて来られたと思いついでいる者もいた<sup>123)</sup>。故郷への郷愁も強かった。「ポーランド人農民の間には、故郷への郷愁がひどく苦しむほど生きている。彼らの夢はそこに、捨ててきた大地に、荒廃した先祖伝来の土地にある。この地に定着したいかどうかという問いかけには、避難民は次のように答える。『ドイツ人を追い払って〔故郷を〕取り返す』と」<sup>124)</sup>。

避難民の大規模移動は、1915年末にはほぼ終息した。移動は終わっても支援活動は終わりではない。生計手段を失った避難民の当座の暮らしを支え、生活再建を支援し、状況が許せば故郷へ帰還させるところまでが、避難民支援である。避難民帰還の取り組みは、早くも1916年6月から始まっている<sup>125)</sup>。

開戦直後に避難民が発生した当初から、避難民の職探しを支援する活動が行われてきた。全国各地の支援者による労働斡旋活動については、『労働援助』誌のほぼ毎号に記載がある。移住局が1912年からヴィリノ市に設置していた案内所でも、1915年1月頃から流入する避難民へ仕事を紹介する活動を行っており、約1万2000人の避難民が案内所を通じて帝国内に仕事を見つけて移動した<sup>126)</sup>。内務省が集めたデータによると、1915年10月5日時点で失業している避難民の登録総数は15万3769人という<sup>127)</sup>。ここで数えられている失業者の定義は不明だが、労働能力があるのに就業を忌避する者への対応、そもそも避難民の中に労働能力のある者が少ないという問題の方が、より深刻であった。

成人男性労働力が徴兵により失われた農民世帯にとって、避難民は貴重な労働力として期待されていた。農作業が始まる時期を控えた1916年2月12日、内務省から各県知事宛に通達が出され、避難民の労働力を適切に活用するよう努め、労働能力のある避難民には彼らの知識と経験が生かせる仕事を斡旋すること、農業労働の斡旋を受け入れた避難民および子供の世話のために残らなければならない1名からは避難民配給の権利を奪わないこと、しかし適切な条件で提案された仕事を拒否した労働能力のある避難民については、国家による食糧と住居の無償

123) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 12об.

124) Дагаев. Указ. соч. С. 21.

125) Курцев. Беженцы первой мировой войны... С. 111.

126) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 3-Зоб.

127) М-р А. Помощь беженцам. // Трудовая помощь. 1915, № 9. Ноябрь. С. 362.



提供から除外されるべきである、との方針が示された<sup>128)</sup>。

1916年3月2日付で内務大臣によって承認された「避難民生活支援に関する指針」第19条では、「定着した避難民のうち食糧と住居の支援を受けられるのは、(1) 14歳以下の子供、(2) 労働能力のない者、(3) 世帯で労働能力のある者のうち、世話が必要な子供とともに残ることを余儀なくされる者1名、(4) 農業労働に採用された者」と定められ、同時に、「他の賃金収入を受けている者、および知識と経験に合致した受け入れ可能な仕事を忌避する者は、食糧配給と住居割当てを剥奪される」とされている<sup>129)</sup>。4月1日からは農作業に行くことを拒否する労働能力のある避難民から国家支給を剥奪するとの通達が出されるなど、避難民に労働を強く促す措置はさらに強化された<sup>130)</sup>。

しかしながら、根源的な問題として、避難民の中には労働能力のある者自体が少なかった。しかも、労働能力のある避難民は早々に定着先を見つけられるため、アジアロシアまで来る避難民の大半が、女性、子供、老人、身障者など労働に適さない者たちだった<sup>131)</sup>。エニセイ県からの報告によると、「避難民世帯の構成は正常ではなく、女性と老人と子供が大半を占めている。労働可能者1人に対して戦力外10人ということもある。このような状況が、疑いなく、避難民が仕事を忌避し労働しながらないという、人々の主観的な印象を強めている」<sup>132)</sup>。

1916年秋には、避難民支援事業への支出の削減が政府内で議論されるようになる。配給を受ける避難民の割合を50%まで抑えること、いくつかのカテゴリーの避難民は配給が停止され、10月1日から農業労働者への配給も停止されることなどが決定し、避難民1人当たりの配給額も削減された<sup>133)</sup>。

1915年7月から1917年10月までの間に、避難民生活支援のために、戦費全体の1.5%に当たる6億ルーブリ以上が国費から支出された<sup>134)</sup>。さらに1916年末から1917年にかけて、新たにセルビアやルーマニアからの避難民も流入するようになっていた<sup>135)</sup>。この時期には明らかに、避難民支援への支出が政府にとって過重な負担となっており、予算削減が試みられている。避難が長期にわたると、避難民はもとより、受け入れ側も疲弊してくる。「大退却」が避難民の

128) *М-р А. Помощь беженцам. // Трудовая помощь. 1916, № 3. Март. С. 260-261.*

129) *Руководящие положения по устройству беженцев. М., 1916. С. 12.*

130) *М-р А. Помощь беженцам. // Трудовая помощь. 1916, № 5. Май. С. 463.*

131) *Дагаев. Указ. соч. С. 22.*

132) *РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 334, л. 211.*

133) *М-р А. Помощь беженцам. // Трудовая помощь. 1916, № 8. Октябрь. С. 265-266.*

134) *Курцев. Беженцы первой мировой войны... С. 110; Gatrell, op. cit., p. 70.*

135) *М-р А. Помощь беженцам. // Трудовая помощь. 1916, № 10. Декабрь. С. 511; М-р А. Помощь беженцам. // Трудовая помощь. 1917, № 1. Январь. С. 52; Курцев. Беженцы первой мировой войны... С. 108.*

大量発生を引き起こしてから1年半余り経過した後、ロシア帝国はついに「革命に、破滅に」引きずり込まれてしまうことになる。

## おわりに

ソヴィエト史学では長い間、第一次世界大戦期の帝政ロシアにおける避難民支援事業はほとんど無視されてきた。1970年代から80年代には全ロシアゼムストヴォ同盟と全ロシア都市同盟に関する研究は進捗するが、これら社会組織が政府に反対する立場にあることが強調され、しかも避難民支援活動に注目されることもなかった<sup>136)</sup>。なぜそのような扱いをされなければならなかったのか。クルツェフが「帝政ロシアにおける避難民支援の多くの側面を、避難民が1918年から1925年に故郷へ帰還する際の運命、および大祖国戦争時の大規模な住民移動の状況と比較するのが不都合であることが、部分的に影響していた」<sup>137)</sup>と述べているように、イデオロギー的に不都合な真実がそこにはあったから、ということであろう。民衆の苦しみを顧みず、知識人を抑圧するツァーリ政府という、ソヴィエト史学によって流布されたイメージはここには見られない。厳しい国家財政から莫大な予算を支出し、国や地方の行政機関や現地職員を動員しつつ、社会勢力との協働を前提とした避難民支援体制を構築し、必要な法整備も行っていった。比較的短期間でこのような対応をとることが可能だったのは、戦争前からの経験の蓄積と活動の実績、そして多くの人間を移動させるための施設・設備が備わっていたからこそであった。第一次世界大戦中の避難民支援事業には、開戦前の社会事業や慈善事業のみならず、国家的事業である移住・入植事業までもが転用されていた。避難民支援体制もまた、ロシアなりの総力戦体制構築の一翼を担ったのである。

〔附記〕本研究はJSPS 科研費 16K03109 および 19H01332 の助成を受けたものです。

---

136) Цовян. Указ. соч. С. 7-8.

137) Курцев. Беженцы первой мировой войны... С. 98.

